



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 区営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課）…………… 2
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2
- 都市計画事業の認可（都市公園課）…………… 3

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立浦添工業高等学校）…………… 3
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部運転免許管理課）…………… 3

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告…………… 3

### 人事委員会事項

- 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 5

## 告 示

### 沖縄県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった天底第2地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、令和3年10月18日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年11月8日から同年12月6日まで
- 3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

### 沖縄県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった今帰仁村土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）計画の変更について、令和3年10月18日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年11月8日から同年12月6日まで
- 3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

---

**沖縄県告示第506号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、真喜屋地区県営土地改良事業（農用地保全）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年11月8日から同年12月6日まで
- 3 縦覧に供する場所 名護市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。  
また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

---

**沖縄県告示第507号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年11月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 名護市宇屋我墨屋原143番12
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

---

**沖縄県告示第508号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和3年11月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥武山米須線
- 3 区間 糸満市字米須東田原648番2から糸満市字米須米須原328番4まで

---

**沖縄県告示第509号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 金武町地内の国道329号及び金武バイパス付近
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年10月4日から令和4年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量

**沖縄県告示第510号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和3年11月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 与那原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3与那原公園
- 3 事業施行期間 令和3年11月5日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 与那原町字与那原地内
  - (2) 使用の部分 与那原町字与那原地内

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年11月5日

沖縄県立浦添工業高等学校長 波 平 孝 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 画像処理・自動設計製図装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立浦添工業高等学校 浦添市経塚一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年10月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社okicom 宜野湾市大山一丁目17番1号
- 5 落札金額 42,552,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和3年8月31日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年11月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 運転者管理システム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和3年9月10日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 支店長 古矢隆夫 那覇市久茂地2丁目2番2号
- 5 契約金額 59,444,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

---

**病院事業局事項**

---

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に

付するので、次のとおり公告する。

令和3年11月5日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 677,000リットル(予定)
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和4年1月1日から同年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。  
ア 令和3年5月14日付け沖縄県公報定期第4933号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者  
イ 沖縄本島内に事業所を有する者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページから様式をダウンロードして入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和3年12月3日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業経営課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁4階) 電話番号098-866-2636

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和3年12月3日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年12月20日(月曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁2階労働委員会会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

6 入札保証金 見積る契約金額(単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の5以上の金額を令和3年12月10日(金曜日)午後5時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があつた入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年12月3日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県病院事業局病院事業経営課
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 令和3年12月17日(金曜日)午後5時まで
    - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
  - (1) JOB  
Okinawa Prefectural Hospital Bureau Supplying The A heavy oil For January, February, March
  - (2) PERIOD OF CONTRACT  
January 1, 2022 to March 31, 2022
  - (3) DATE FOR BID  
December 20, 2021 10:00 a.m.
  - (4) CONTACT  
Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 JAPAN  
Phone : 098-866-2636

## 人事委員会事項

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月5日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

### 沖縄県人事委員会規則第11号

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表宜野湾市の項中

		はごろも学習センター	所長
--	--	------------	----

を 「

	はごろも学習センター	所長
	中央公民館	館長

」 に改め、同表石垣

市の項中 「

図書館	館長
青少年センター	所長

」 を 「

図書館
-----

」

「

館長
----

」 に改め、同表名護市の項中 「

教育次長	参事	課長
主幹		

」 を 「

教主
----

」

「

育次長	参事	課長
幹	技幹	

」 に、「館長」を「館長 主幹 技幹」に改め、同表南城市の項中「会計管理者 課

長」を「会計管理者 課長 室長」に、「教育長 部長」を「部長 参事」に、  
「

教育機関	給食
	小学

」

「

センター	所長
校	校長 教頭

」 を 「

教育機関	小学校	校長 教頭
------	-----	-------

」

「

局長
局長 副参事

」 に 「

局長 副参事
局長

」 を 「

局長 副参事
局長

」 に改め、同表嘉手納町の項中

「課長」を「課長 主幹」に改め、同表中城村の項中「会計管理者 課長」を「会計管理者 課長 主幹」に改め、同表与那国町の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表島尻消防組合の項中「会計管理者」を「会計管理者 参事 副参事」に改め、同表南部広域市町村圏事務組合の項中「次長 課長」を「課長」に改め、同表那覇市・南風原町環境施設組合の項中「課長 施設担当課長」を「課長」に改め、同表那覇港管理組合の項中「総務係長」を「総務班長」に改め、同表沖縄県介護保険広域連合の項中「事務局長」を「事務局長 次長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---